

消費税法改正に伴う弊社対応のお知らせ

2019年9月吉日

お客様各位

平素は弊社製品をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日から消費税及び地方消費税が10%に引き上げられることになりました。これにより弊社からお客様への請求は、以下の通りとなります。なお、消費税率・消費税額等の変更に関する変更契約、覚書などの締結は原則として省略させていただきます。何卒ご理解を賜れますようお願い申し上げます。

機械代金、(販売製品の代金)

お客様への納品日が2019年10月1日以降の場合、新税率10%を適用して請求いたします。契約日が2019年10月1日以前の場合も、納品日が2019年10月1日以降の場合、新税率10%が適用されます。

部品代金、消耗品代金等 (販売品の代金)

お客様への納品日が2019年10月1日以降の場合、新税率10%を適用して請求いたします。締日が期中(例えば10月20日)の場合、9月21日から9月30日までの納品書の売上には8%、10月1日から20日までの納品書の売上には10%の消費税率が適用されます。

サービス

お客様へのサービス提供の完了日が2019年10月1日以降の場合、新税率10%を適用して請求いたします。

保守サービス料金等(継続契約の料金)

お客様への保守サービス該当期間が2019年10月1日以降の場合、新税率10%適用し請求いたします。すでに契約済み・お支払済みの保守サービスについても、2019年10月1日以降の消税率の差額2%相当分を請求させていただきます。

マイナス伝票(返品伝票)処理

部品、消耗品及びサービスのマイナス伝票(返品伝票)は、上記、マイナス伝票(返品伝票)の元になる取引で適用した税率を適用して発行いたします。

お問い合わせ

本件につきご不明点等ございましたら、財務部売掛金担当(電話03-5715-7262)までお問い合わせください。

(ご参考：保守サービス料金に関する消費税の取扱いについて)

保守料金を前受けする保守サービスの適用税率について国税庁のホームページに Q&A の掲載がございましたので抜粋添付致します。役務の全部を完了した日の税率を適用されますと契約期間の全てにつき税率 10%が適用になりますが、御社につきましては毎月均等に役務を提供している前提により 10月1日以降の期間に対してのみ税率 10%を申し受けます。何卒ご理解を賜れますよう重ねてお願い申し上げます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/03.pdf>

平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に
適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q & A
【具体的事例編】

(保守料金を前受けする保守サービスの適用税率)

問 2 当社は、事務機器の保守サービスを行っており、保守サービスの契約期間を平成31年10月1日以後1年間とする保守契約を平成31年9月30日までに締結するとともに、同日まで一括して1年間の保守料金を前受けしています。

なお、この保守契約は、月額〇〇円として保守料金を定めており、中途解約があった場合には、未経過期間分の保守料金を返還することとしています。

この保守契約に係る取引について、1年間分を一括收受し、前受金として計上したものを毎月の役務提供の完了の都度、収益に計上することとしていますが、この場合において、31年施行日(平成31年10月1日)以後、毎月の役務提供の完了の都度、収益に計上する際の適用税率はどのようになりますか。

【答】

役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつては、その目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつては、その約した役務の全部を完了した日とされています(基通9-1-5)。また、前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実に資産の譲渡等を行った時とされています(基通9-1-27)。

照会の保守契約のような、契約期間は1年間であるものの、保守料金が月額で定められており、その役務提供が毎月完了するものについては、この保守契約に基づき計上した前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実に毎月の役務提供が完了する時であり、その時の消費税率が適用されます。

したがって、31年施行日以後、役務提供が完了するものについては、新税率(10%)が適用されることとなります。